

桜井宇陀広域連合特定個人情報取扱規程

平成 28 年 1 月 8 日
訓 令 第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という）及び特定個人情報保護委員会が定める「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」に基づき、桜井宇陀広域連合における特定個人情報の取扱いについて定める。

(定義)

第 2 条 この規程における特定個人情報とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。番号法第 7 条第 1 項及び第 2 項、第 8 条並びに第 6 7 条並びに附則第 3 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項を除く。）をその内容に含む個人情報をいう。

(法令の遵守)

第 3 条 桜井宇陀広域連合は、番号法及び特定個人情報保護委員会が定めた「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」（平成 26 年特定個人情報保護委員会告示第 6 号）を遵守して運用する。

(守秘義務)

第 4 条 特定個人情報を取扱う全ての者は、徹底した守秘義務の中で義務を遂行しなければならない。

(組織体制)

第 5 条 桜井宇陀広域連合が取扱う特定個人情報の取扱いについての組織体制は、以下のとおりとする。

- (1) 総括責任者：事務局長
- (2) 保護責任者：事務局次長、総務課長、介護保険課長
- (3) 監査責任者：総括責任者が指名する者
- (4) 事務取扱担当者：総務課総務係担当者、介護保険課介護保険係長

(特定個人情報の利用の範囲)

第6条 桜井宇陀広域連合が取扱う特定個人情報、次のとおりとする。

- (1) 国税、地方税に関する事務
- (2) 報酬の支払調書作成事務
- (3) 健康保険、厚生年金保険に関する事務
- (4) 雇用保険に関する事務
- (5) 労働者災害補償保険に関する事務

(責任者の役割)

第7条 総括責任者及び保護責任者は、情報漏えい発生時又はその可能性が疑われる場合は、直ちに連合長に報告するとともに漏えいの拡大を阻止するように講じる。

(事務担当者への監督)

第8条 総括責任者は、事務取扱担当者に対して管理及び監督をするものとし、運用方法について情報漏えいの可能性がある場合には、是正に向けて指図する。

(事務担当者への教育)

第9条 総括責任者は、事務取扱担当者に対して、特定個人情報の取扱いに関する教育を定期的実施する。

(マイナンバーの提出依頼)

第10条 平成28年1月1日以降のマイナンバーの記載が必要な事務にあたり、事務取扱担当者は、該当者に個人番号利用目的を明記したマイナンバー収集依頼通知書及びマイナンバー申出書を送付する。通知書には返信用封筒を同封する。その際に、個人番号利用目的を通知する。マイナンバー申出書には、通知カード及び運転免許証等の写しを貼付する旨依頼する。

(マイナンバーの提出)

第11条 該当者は、指定日までにマイナンバー申出書に通知カード及び運転免許証等の写しを貼付し、収集通知書発送時に同封した返信用封筒に入れ、封緘の上、事務取扱担当者に提出する。

- 2 マイナンバーの提出を本人が拒否した場合は、再三提出を依頼し、その内容等を記録しておく。

(マイナンバー及び身元確認)

第12条 事務取扱担当者は、該当者について、通知カード及び運転免許証等

の写しを確認する。

(マイナンバーの登録等)

第13条 該当者から提出されたマイナンバー申出書を、紙媒体のまま保管する。

(保存の安全管理措置)

第14条 特定個人情報のうち、紙による資料等は、区域を定めた場所の鍵付の書庫に保管する等の方法により管理する。

2 マイナンバーを閲覧した場合は、年月日・時間・閲覧者を必ず記録する。

3 収集したマイナンバーは、収集目的以外に利用してはならない。

(情報漏えい対応)

第15条 総括責任者及び保護責任者は、情報漏えい発生時又はその可能性が疑われる場合は、直ちにその原因を究明して連合長及び関係者に報告する。

(苦情や相談等の対応)

第16条 事務取扱担当者は、特定個人情報の取扱いについて、情報主体から苦情や相談等の申出を受けた場合には、その旨を総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、適切に対応するものとする。

(取扱状況の確認及び安全管理措置の見直し)

第17条 総括責任者は、定期的に特定個人情報の取扱記録を確認し、必要に応じて安全管理措置の見直し及び改善に取り組むものとする。

(保管期間後廃棄削除)

第18条 マイナンバー申出書及びマイナンバー提出後の当該番号が付された書類について、事務取扱担当者は、法定保管期間経過後3ヶ月以内に復元できない手段で廃棄する。原則として、総括責任者の許可を得てから処理し、廃棄削除の記録を保管する。

(改廃)

第19条 桜井宇陀広域連合特定個人情報取扱規程の改廃は、総括責任者が行うものとする。

附 則

この規程は、平成28年 1月 8日から施行する。